

# 6 監督と罰則

---

<b>1 NPO法人に対する所轄庁の監督</b>	
1. 所轄庁の監督	197
<b>2 罰則規定</b>	
1. 罰則規定(認定・特例認定に関するものを除く)	198

# NPO法人に対する所轄庁の監督

## 1. 所轄庁の監督

NPO法は、市民の自由な公益活動を促進するという観点から、行政の管理や監督によって、その活動が担保されるのではなく、情報公開によって市民が監督するという制度であることはこれまで何度も述べてきた通りです。

しかし、一方で、NPO法人格を隠れ蓑にした違法な活動を行うような法人があれば、NPO法人制度そのものの信頼性を損なう恐れがあります。そのため、法律に定められた基準を満たしているかどうか、違法な活動を行っていないかどうか、定款を無視した不適切な活動を行っていないか等を監督する権限が行政に与えられています。以下、所轄庁の監督権限について説明します。

### (1) 報告及び検査(NPO法第41条第1項)

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等に違反する疑いがあると認められた場合、所轄庁はNPO法人に対して、業務や財産状況に関する報告を求めたり、事務所に立ち入って業務や財産の状況、帳簿や書類等の検査をしたりすることができます。

### (2) 改善命令(NPO法第42条)

所轄庁は、NPO法人が次の場合のいずれかに該当する場合は、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することができます。

#### ① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること (NPO法第2条第2項第1号)
- ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと (NPO法第2条第2項第1号イ)
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること (NPO法第2条第2項第1号ロ)
- ・ 宗教活動を主目的としないこと (NPO法第2条第2項第2号イ)
- ・ 政治活動を主目的としないこと (NPO法第2条第2項第2号ロ)
- ・ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと (NPO法第2条第2項第2号ハ)
- ・ 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと (NPO法第12条第1項第3号)
- ・ 10人以上の社員を有するものであること (NPO法第12条第1項第4号)

#### ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

#### ③ 運営が著しく適正を欠く場合

### (3) 設立の認証の取消し(NPO法第43条第1項、同条第2項)

所轄庁は、以下の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞(相手方その他の関係人が意見を述べる機会)の手続をとることとされています。

- ① 法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ② 法人が毎年1回提出しなければならない事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

# 罰則規定

## 1. 罰則規定(認定・特例認定に関するものを除く)

NPO法では、前述した所轄庁の改善命令に違反した場合や法令に違反した場合の罰則規定を定めています。

### (1) 50万円以下の罰金に処せられる場合(NPO法第78条、第79条)

- ① 所轄庁による改善命令に違反した者(NPO法第42条違反)
- ② NPO法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人又は人(NPO法第42条違反)

### (2) 20万円以下の過料に処せられる場合(NPO法第80条)

次のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人に対して、過料が処せられます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき(NPO法第7条第1項違反)
- ② 法人設立時に作成した財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(NPO法第14条違反)
- ③ 役員変更等の届出の提出を怠ったとき(NPO法第23条第1項違反)
- ④ 定款変更の届出の提出を怠ったとき(NPO法第25条第6項違反)
- ⑤ 事業報告書等の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(NPO法第28条第1項違反)
- ⑥ 役員名簿及び定款等の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(NPO法第28条第2項違反)
- ⑦ 定款変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の提出を怠ったとき(NPO法第25条第7項違反)
- ⑧ 事業報告書等の提出を怠ったとき(NPO法第29条違反)
- ⑨ NPO法人がその債務につき、その財産をもって完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき(NPO法第31条の3第2項違反)
- ⑩ 清算中のNPO法人が、その財産をもってその債務を完済するのに足りないことが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき(NPO法第31条の12第1項違反)
- ⑪ NPO法人が、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により、これを公告せず、又は不正の公告をしたとき(NPO法第28条の2第1項違反)
- ⑫ NPO法人の清算人が、NPO法人が解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(NPO法第31条の10第1項違反)
- ⑬ 清算人が直ちに破産手続開始の申立てをした旨を公告しなければならない規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき(NPO法第31条の12第1項違反)
- ⑭ 合併の認証があったNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内に作成し、その事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(NPO法第35条第1項違反)
- ⑮ 合併の認証があったNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別

にこれを催告しなければならず、この場合においてその期間は2か月を下回ってはならない旨の規定に違反したとき(NPO法第 35 条第2項違反)

- ⑯ 合併の認証があったNPO法人は、合併について債権者が異議を述べた場合は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない旨の規定に違反したとき(NPO法第 36 条第2項違反)
- ⑰ NPO法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(NPO法第 41 条第1項違反)

**(3) 10万円以下の過料に処せられる場合** (NPO法第 81 条)

- ① NPO法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用したとき(NPO法第4条違反)

**(4) 監督制度について**



